

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づき貸し付ける資金の貸付限度額及び償還期限の特例に関する規程を公布する。

平成28年8月31日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づき貸し付ける資金の貸付限度額及び償還期限の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）に基づき貸し付ける資金の貸付限度額及び償還期限について、貸付規程の特例を定めるものとする。

(貸付限度額の特例)

第2条 貸付金の額は、貸付規程第4条第1項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 貸付規程第2条第1項の工事

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 800,000円
- イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 850,000円
- ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 900,000円
- エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 950,000円
- オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 1,000,000円

(2) 貸付規程第2条第3項の工事

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 600,000円
- イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 650,000円
- ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 700,000円
- エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 750,000円
- オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 800,000円

(償還期限の特例)

第3条 貸付金の償還期限は、貸付規程第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を経過する日までとする。

(1) 貸付規程第2条第1項の工事

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 160月
- イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 170月
- ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 180月
- エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 190月
- オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 200月

(2) 貸付規程第2条第3項の工事

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 120月
- イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 130月
- ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 140月

エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 150月

オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 160月

(特例の適用)

第4条 この規程は、この規程の施行日以後に貸付規程第6条の規定による申請がされたものについて適用する。

附 則 (平成28年8月31日上下水道局管理規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに貸付規程第6条の規定による申請がされたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

(上下水道局下水道部管理課)